

施設使用料が「Pay Pay」で支払い可能に

次の施設の使用料が「Pay Pay」によるキャッシュレス決済で支払えるようになりました。

▽テラス沼田（防災広場・多目的スペース・防災会議室・市庁舎議場（第2委員会室および第3委員会室を含む））
▽市民活動拠点コミュニティテラス
▽旧日本基督教団沼田教会記念会堂
問合せ 収納課納税係 ☎内線 3031

赤ちゃんに木製つみきを贈ります

1010428
本市は、12月24日にウッドスタート宣言を行い、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」木育に取り組みます。その一環として、令和2年4月1日以降に市内で生まれた赤ちゃんに誕生祝い品として、沼田市産のスギを使用し、市内の木材加工業者で手作りされた木製つみきをプレゼントします。
感性豊かな乳幼児期に、香り、触り心地、味わいなど五

感に程よい刺激を与える木のおもちゃで親子の時間を豊かに育んでください。

問合せ 農林課森林整備係 ☎内線5013

犬や猫を正しく飼いましょ

飼い主のモラルの低下から犬や猫の飼い方に関する苦情が多く寄せられています。ペットも家族の一員として終生飼うことが飼い主の責任です。ルールとマナーを守り、迷惑を掛けないように愛情を持って飼いましょ。

どうしても飼えなくなってしまった場合は、責任を持って新しい飼い主を見つけてましょ。

■犬を放し飼いにしないで
室外犬は、昼夜を問わずつなぐか、おりの中で飼いましょ。散歩のときは、リード（引き綱）を必ず付けましょ。

■散歩のマナーを守り、環境美化に努めましょ
散歩のときは、袋やシャベルを携帯し「ふん」は必ず持ち帰りましょ。

■鳴き声・悪臭にご用心
無駄に吠えないようにしつけましょ。ストレスがたまると、鳴き声などで周りの人に迷惑を掛けることがありますので、適度な運動をさせましょ。

また、飼っている場所を清潔にするよう心掛けましょ。

■犬・猫を捨てないで
捨てることのないよう十分考えてから飼いましょ。子犬・子猫が生まれても育てられないと分かっているときは、飼い主の責任で去勢・不妊手術を受けさせましょ。

動物を公園などに捨てたり、虐待をしたりした場合は「動物愛護管理法」により処罰されます。
※動物をみだりに殺し、または傷つけた者は、5年以下の懲役または500万円以下の罰金、捨てた（遺棄）者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金

■飼い主のいない猫（のら猫）対策
県では飼い主のいない猫を増やさず、猫による被害を減らす目的として地域猫活動や飼い主のいない猫対策支援事業を行っています。詳しくは、群馬県動物愛護センター ☎0270-75-1718までお問い合わせください。

問合せ 健康課予防係 ☎内線 3162

沼田警察署からのお知らせ

■北朝鮮人権侵害問題啓発週間
12月10（木）日から16日（水）までは「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。

国民的な課題である拉致問題をはじめ、北朝鮮当局による人権侵害問題に対して、関心と認識を深めましょ。

また、北朝鮮による「拉致容疑事案」および「拉致の可能性を排除できない事案」に関する情報提供などへのご協力をお願いします。

※県警HP外事課を参照
(<https://www.police.pref.gunma.jp/subindex/keibi.html>)
問合せ 沼田警察署 ☎22-0110

地球温暖化防止ポスター！ 標語・作文コンクール 入賞作品の展示

「私にもできる地球温暖化防止対策」をテーマに募集した作品の中から、入賞作品を展示します。

とき 12月2日（水）～13日（日）
ところ テラス沼田4階市民ロビーぱるく

問合せ 環境課環境係 ☎内線 3072

（広告）

（広告）